

施設基準等に関する掲示事項

1. 若楠療育園は保険医療機関です

2. 施設基準の届出事項

当院は下記の施設基準に該当するものとして九州厚生局に届け出ています

基本診察料

- ・障害者施設等入院基本料（障害入院 第 130 号）
- ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準（入減免第 16 号）
- ・特殊疾患入院施設管理加算（特施 第 32 号）
- ・療養環境加算（療 第 66 号）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 3（外医 DX3 第 2 号）
- ・電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2（歯医 DX2 第 168 号）
- ・初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準（歯初診 第 329 号）
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 1（外安全 1 第 77 号）
- ・歯科外来診療感染対策加算 1（外感染 1 第 77 号）
- ・歯科診療特別対応連携加算（歯特連 第 3 号）

入院時食事療養費

- ・入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）（食 第 411 号）
管理栄養士によって管理された食事を、個々の患者の病状に応じ適時適温で提供しています

特掲診療料

- ・障害児（者）リハビリテーション科（障 第 3 号）
- ・歯科治療時医療管理料（医管 第 275 号）
- ・口腔細菌定量検査（口菌検 第 5 号）
- ・口腔粘膜処置（口腔粘膜 第 152 号）
- ・CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー（歯 CAD 第 291 号）
- ・歯周組織再生誘導手術（GTR 第 120 号）
- ・レーザー機器加算（手光機 第 146 号）
- ・歯科麻酔管理料（歯麻管 第 1 号）
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料（補管 第 498 号）
- ・特別管理加算（特管第 6 号）
- ・口腔機能実地指導料（口実地 第 118 号）
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）1（吸静深 1 第 号）
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）2（吸静深 2 第 号）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（外在ベⅠ 第 214 号）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（歯外在ベⅠ 第 97 号）
- ・入院ベースアップ評価料 6 6（入ベ 66 第 4 号）

3. 入院基本料に関する事項

当院は障害者施設等入院基本料（10 対 1 入院基本料）の届出をしています
第 1 生活棟 48 床 第 2 生活棟 32 床 合計で 2 病棟 80 床の一般病棟を有しています。各病棟の看護職員（看護師および准看護師）の配置状況は以下のとおりです

第 1 生活棟 48 床

- ・1 日に 15 人以上の看護職員が勤務しています
- ・時間帯ごとの看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は以下のとおりです
9 時～17 時 5 人以内 17 時～9 時 24 人以内

第 2 生活棟 32 床

- ・1 日に 10 人以上の看護職員が勤務しています
- ・時間帯ごとの看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は以下のとおりです
9 時～17 時 6 人以内 17 時～9 時 16 人以内

4. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際、個別の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。

明細書には使用した薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されています。その点をご理解いただき、ご家族及びその他代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にご旨お申し出ください。

5. 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要な薬が提供しやすくなります。

6. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算について下記のとおり対応をおこなっています。

- ・オンライン請求をおこなっています
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示をおこなっています
- ・質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、取得した情報を活用して診療を行っています

7. 歯科医療における感染防止対策及び医療安全について

当院では、以下のとおり感染防止対策および医療安全対策に取り組んでいます
感染防止対策（歯科初診料の注 1 に規定する基準、歯科外来診療感染対策加算 1）

- ・歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有しています
- ・口腔内で使用する機器等を患者ごとに交換、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底してます

医療安全対策（歯科外来診療医療安全対策加算 1）

- ・医療安全対策に関する研修を受講した歯科医師、歯科衛生士が在籍しています
- ・安心で良質な歯科医療を提供し、安心な治療を提供するために、AED（自動体外式除細動器）、パルスオキシメーター（経皮的動脈血酸素飽和度計）、血圧計、酸素、救急蘇生セットなどを設置しています
- ・医療安全に関する指針を備え、診療における偶発症等の緊急時には、当院の医科診療科と連携します

8. 保険外負担について

別紙保険外負担一覧をご参照ください